

令和4年2月 18 日(金曜日)

(発信者)  
野々市市 市民協働課 広報広聴係  
電話番号 076-227-6056  
FAX 番号 076-227-6259  
Mail kyoudou@city.nonoichi.lg.jp  
HP <https://www.city.nonoichi.lg.jp>

## 水道事業会計における消費税及び地方消費税の申告誤りについて

このことについて、下記のとおりお知らせします。

### 記

#### 1 概要

水道事業会計における消費税及び地方消費税（以下、「消費税」という）の確定申告について、松任税務署より算出方法に誤りがあるとの指摘を受け、修正申告及び追加納付を行うこととなりました。

#### 2 経緯

##### (1) 水道事業会計における消費税納税額算出方法

消費税納税額は、水道料金等の「課税売上に係る消費税」から営業費用等の「課税仕入等に係る消費税」を控除することにより算出される。

本市では、上記に加え、納期限から2年を経過した料金に係る消費税額を「貸倒れに係る税額」として消費税納税額から控除していた。

##### (2) 松任税務署による指摘内容

松任税務署による実地調査において、「貸倒れに係る税額」は、時効の援用もしくは債権放棄により徴収権が消滅して初めて計上されるものであり、時効期間2年を経過されたものを一律に計上する本市の算出方法は誤りである。

##### (3) 修正申告及び追加納付

平成28年度から令和2年度までの5か年分の消費税について、修正申告を行ったうえ、消費税1,187,000円を追加納付した。後日、過少申告加算税及び延滞税を納付する予定。

#### 3 再発防止策

今回の申告誤りを厳粛に受け止め、チェック体制の強化、事務処理の徹底を図ってまいります。また、今後このような事がないよう研修等により消費税や企業会計についての知識を深めるとともに、松任税務署に確認、指導を受けながら適正な申告を行うことにより再発防止に努めてまいります。

以上

### お問い合わせ先

野々市市土木部上下水道課  
担当：小杉 TEL：227-6102

